



令和8年9月10日発行（毎月1回10日発行）

函館商工会議所報

2026

9

No.508

# と も え



## CONTENTS

### 巻頭特集

すべての企業にカスハラ防止措置が  
義務化されます ～令和8年10月1日施行～

会員NOW ..... P 6

Saliva Checker ..... P 7

会議所のうごき ..... P 8



日本商工会議所

# 「ビジネス総合保険制度」のご案内

- 事業活動のトラブルにおいて  
高額な損害賠償金支払いとなるケースも。

事業活動リスクに対応する  
総合的な賠償責任の**備え**が重要に。

- 自然災害が頻発、休業により売り上げが減少。  
資金繰り困難で、顧客離れや人材流出のおそれ。

災害時の運転資金の**確保**、早期復旧の**準備**、  
防災計画等の**備え**が重要に。

## 建設事業者様向け

- 自然災害等による工事中の  
物件の破損による高額な損失。

工事リスクに対応する  
総合的な**備え**が重要に。

賠償責任リスク、休業リスク、工事リスク対策が、

## 企業の発展を支えます！



事業活動を取り巻く様々なリスクから会員の皆様をお守りします

### 東京海上日動のビジネス総合保険制度（事業活動包括保険）の特徴

最大  
約 **33%**  
割引<sup>(※1)</sup>

- 1 団体割引が適用されるため、保険料が割安です。**  
加入は毎月受付（お申込月の翌月1日の午後4時の補償開始、保険期間1年間でご加入いただけます）
- 2 賠償責任に関するリスク（施設・事業活動遂行、生産物・完成作業、リコール、情報漏えい等）を総合的に補償**  
その他、様々な業種に対応できる補償のラインナップを用意しています。
- 3 サイバー攻撃による情報セキュリティ被害も補償**  
マイナンバーの漏えいも補償対象となります。
- 4 休業補償により災害に遭った際の事業継続資金を補償**
- 5 工事現場における様々な財物に対する損害を補償（建設業向け）**
- 6 早期災害復旧支援により、災害時の事業継続を後押し**
- 7 「地震」による完全休業損失も補償**

※1 すべての割引が適用される場合、最大約33%割引で加入可能となります。※2

※2 団体割引25%※3※4、条項セット割引5%※4、超Tプロ割引3%※4、自動車優良割引3%※4を適用した場合

【計算式】 $(1-25\%(\text{団体割引})) \times (1-5\%(\text{条項セット割引})) \times (1-3\%(\text{超Tプロ割引})) \times (1-3\%(\text{自動車優良割引})) \div 0.67 \rightarrow \text{最大約33\%割引} \times \text{※5}$

※3 休業に関する補償、賠償責任に関する補償に適用される割引率です。工事に関する補償には10%を適用します。

※4 ご加入条件によって割引率が異なる場合や割引の適用ができない場合があります。

※5 この割引率は弊社が保険料を算出する際に適用する値であり、割引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

本広告は、日本商工会議所を契約者とするビジネス総合保険制度（事業活動包括保険）の概要についてご紹介したものです。保険の内容は「ビジネス総合保険制度パンフレット」をご確認ください。ご加入にあたっては、必ず「ビジネス総合保険制度重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体のホームページ掲載の約款によりませんが、ご不明の点がございましたら代理店または保険会社にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

[担当支社] 函館支社  
〒041-0806 函館市美原1-18-10  
函館東京海上日動ビルディング5F  
TEL: 0138-45-4511

#### 制度運営

日本商工会議所  
制度引受保険会社  
東京海上日動火災保険株式会社

お見積り、ご加入手続きは代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

2025年8月作成 25T-000788



## ■今月の表紙

### 「函館どつく進水式」

去る8月24日、函館どつく函館造船所第一船台において、40,000載貨重量トン型ばら積貨物船の進水式が行われました。

今回進水した船は、燃費性能の向上と環境にやさしいエコシップとして、名村造船所(大阪)と函館どつくが共同開発した「HIGH BULK 40SE」型の第7隻目で、「これからも進化し続ける」というコンセプトのもと造船されました。

全長約180m、幅32.2mの大型船が船台から海へと滑り出す姿は迫力があり、造船のまち函館を象徴する壮観な一幕となりました。



## CONTENTS

### 2 特集

すべての企業にカスハラ防止措置が義務化されます ～令和8年10月1日施行～

### 4 中小企業相談所だより

- 令和7年度補正予算「小規模事業者持続化補助金」
- セミナーのご案内
- 北海道最低賃金
- 個別専門相談のご案内

### 6 会員NOW

- (株)たるおけ

### 7 ご案内

Saliva Checker

### 8 会議所のうごき

- 生成AI活用セミナー
- 工業部会
- 青年部
- 議員の異動

### 10 ご案内

- 第68回優良商工従業員表彰式
- 第7回銭亀バーベキュー祭り
- はこだて検定

### 14 連載コラム 中小企業のためのDX事例

- 3K+KKD脱却から始まる工園DX

はこだて検定にチャレンジ！

### 15 新入会員のご紹介

### 16 青森商工会議所会員事業所のご紹介

- beach house

## 広告掲載企業

|                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| 東京海上日動火災保険(株)函館支社                 | 表紙裏  |
| 北海道電力ネットワーク(株)道南統括支店              | 裏表紙裏 |
| 自衛隊函館地方協力本部援護課 道南地域援護センター         | 裏表紙  |
| 弁理士法人英知国際特許商標事務所                  | 段下   |
| (株)トーショウビルサービス                    | 段下   |
| (株)エス・ピー・ネットワーク                   | 段下   |
| カドウフーズ(株)                         | 段下   |
| (株)中小企業基盤整備機構北海道本部                | 段下   |
| 日本赤十字社北海道支部函館市地区                  | 段下   |
| 龍文堂印刷(株)                          | 段下   |
| (株)ハウジング・コバヤシ                     | 折込   |
| キャリアバンク(株)                        | 折込   |
| 函館市経済部雇用労政課                       | 折込   |
| 函館市市民部市民・男女共同参画課                  | 折込   |
| タニタ健康プログラム リアルウォーキングイベント 歩む社長in函館 | 折込   |
| 第68回優良商工従業員表彰式                    | 折込   |
| 函館商工会議所 令和8年度健康経営支援事業             | 折込   |
| 全国商工会議所 業務災害補償プラン                 | 折込   |

# すべての企業にカスハラ防止措置が義務化されます

～令和8年10月1日施行～

「お客様だから仕方がない」と、従業員に我慢をさせていませんか？カスハラ対策の強化が改正労働施策総合推進法に盛り込まれ、令和8年10月1日から施行されます。

カスタマーハラスメントへの対応は、従業員一人ひとりの判断に委ねるのではなく、会社として考え、備えておくことが重要です。10月1日の義務化を前に、カスハラとは何か、企業にはどのような対応が求められるのかを確認してみましょう。

## 身近なカスハラ事例



## 職場における「カスタマーハラスメントの3要素」

職場において行われる①顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすもの。

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

※顧客等からの苦情の全てがカスハラに該当するわけではありません。

※障害者から不当な差別的取扱いをしないよう求めることや、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思を表明すること自体は、カスハラには当たりません。

### 1 顧客等

- ・顧客
- ・取引の相手
- ・施設（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等）の利用者
- ・その他事業に関係する人（今後関係する可能性がある人も含む）

### 2 社会通念上許容される範囲を超えた言動

【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・そもそも要求に理由がない、または商品・サービス等と全く関係のない要求
- ・契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- ・対応が著しく困難な、または対応が不可能な要求
- ・不当な損害賠償要求

### 3 労働者の就業環境が害される

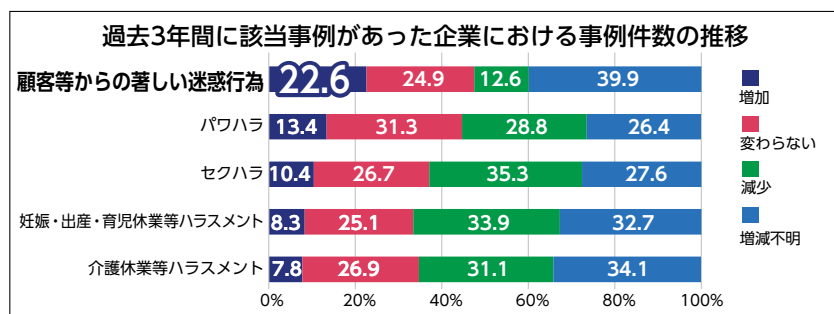
右記の言動により、労働者が身体的または精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること

【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動
- ・拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

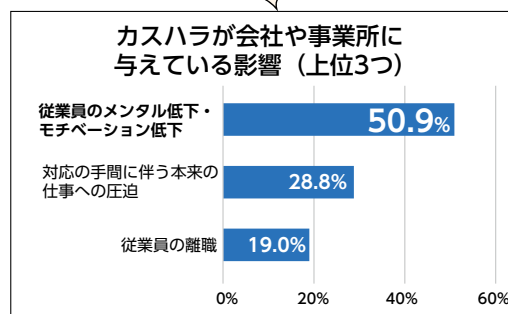
引用：厚生労働省「令和8年10月1日から、カスタマーハラスメント対策、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます！」<https://www.mhlw.go.jp/content/001662630.pdf>

## カスハラの発生件数と職場・従業員への影響



引用：令和5年度 厚生労働省委託事業 職場のハラスメントに関する実態調査報告書（概要版）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001541298.pdf>

カスハラによる強い心理的負荷が原因となって精神障害を発病した場合、労災認定の対象となる可能性があります。



引用：カスタマーハラスメント実態調査(2025) 株式会社エスピー・ネットワーク  
<https://info.sp-network.co.jp/news/kasuhara-survey2025>

セクハラやパワハラを抑え、発生割合が増加しているカスハラ。カスハラを放置することは、従業員の健康を害するだけでなく「従業員の離職」という中小企業にとって致命的な人材流出（経営損失）を招くこともあります。

従業員の安全と企業経営を脅かす深刻な背景から、カスタマーハラスメント対策が義務化されることとなりました。

もっと  
知りたい方へ

北海道 | カスハラ対策情報

北海道の取り組みや事業者向け情報は  
こちら



厚生労働省 | 企業向け資料

カスハラ対策の詳しいマニュアルは  
こちら



## カスハラ対策によるメリット

引用：「大阪府製作「カスハラ対策で自社を守る！支援機関のための実践ガイド」より抜粋」  
 カスタマーハラスメント対策支援資料集／大阪府（おおさか）ホームページ [Osaka Prefectural Government]

- 従業員の心身の健康と定着率の向上**
  - ・ストレス軽減とメンタルヘルス改善
  - ・モチベーション・エンゲージメントの向上
  - ・離職率の低下と人材流出の防止
  - ・採用力の強化
- 企業の生産性・業務効率の向上**
  - ・クレーム対応による業務中断の減少
  - ・従業員のパフォーマンス向上
  - ・トラブル対応コストの削減
- 企業のブランドイメージ・社会的信用の向上**
  - ・企業倫理の確立と社会的責任の履行
  - ・顧客や取引先からの信頼の獲得
  - ・ESG（環境・社会・ガバナンス）経営への貢献
- 法的リスクの低減**
  - ・管理雇用上の法的義務の履行
  - ・損害賠償や訴訟リスクの回避
- 健全な顧客関係の構築**
  - ・無理な要求に左右されない、対等で持続可能な関係性の形成
  - ・良識ある顧客との信頼関係の強化

## カスタマーハラスメントの防止のための講ずべき措置（義務）

### カスハラを想定した事前の準備

#### ●方針・周知

- ・カスハラには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ・カスハラの内容および、あらかじめ定めた対処の内容を労働者に周知する

#### →取り組み例

- ・組織のトップが、カスハラ対策への取組の基本方針・基本姿勢を明確に示す。
- ・カスハラから、組織として従業員を守るという基本方針・基本姿勢、従業員の対応の在り方を従業員に周知・啓発し、教育する。

#### ●相談体制

- ・相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ・相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする
- ・相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ・相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

#### →取り組み例

- ・カスハラを受けた従業員が相談できるよう相談対応者を決めておく、または相談窓口を設置し、従業員に広く周知する。
- ・相談対応者が相談の内容や状況に応じ適切に対応できるようにする。

#### ●カスハラの抑止

- ・特に悪質と考えられるカスハラへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

#### →取り組み例

- ・顧客等からの迷惑行為・悪質なクレームへの社内における具体的な対応について、従業員を教育する。

### カスハラが実際に起こった際の事後対応

#### ●迅速かつ適切な対応

- ・事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ・被害者に対する配慮のための措置を適正に行う
- ・再発防止に向けた措置を講ずる

#### →取り組み例

- ・カスハラに該当するか否かを判断するため、顧客、従業員からの情報を基に、その行為が事実であるかを確かな証拠・証言に基づいて確認する。
- ・被害を受けた従業員に対する配慮の措置を適正に行う（複数名で、組織的に対応する。）
- ・同様の問題が発生することを防ぐ（再発防止の措置）ため、定期的な取組の見直しや改善を行い、継続的に取組を行う。等

引用：厚生労働省「令和8年10月1日から、カスタマーハラスメント対策、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます！」<https://www.mhlw.go.jp/content/001662630.pdf>  
 引用：厚生労働省 あかいい職場応援団「カスタマーハラスメント対策に取り組みましょう！」[https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/assets/pdf/cusuhara\\_leaflet.pdf](https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/assets/pdf/cusuhara_leaflet.pdf)

## 北海道カスタマーハラスメント対策チェックシート（事業者版）

自社におけるカスハラ対策や相談体制について確認してみましょう。

| No | カスハラ対策チェック項目内容                              | チェック欄 |
|----|---------------------------------------------|-------|
| 1  | カスタマーハラスメントの相談対応者や相談窓口を決めている。               |       |
| 2  | 相談対応者や相談窓口について、従業員に周知している。                  |       |
| 3  | 社内でのカスタマーハラスメントに該当する行為、判断基準を明確化している。        |       |
| 4  | カスタマーハラスメントへの対応マニュアルを作成している。                |       |
| 5  | カスタマーハラスメントへの対応方針を社内外に発信している。               |       |
| 6  | 社内対応ルールの従業員への教育・研修を行っている。                   |       |
| 7  | 発生したカスタマーハラスメントについて事実関係を正確に確認し、対応方法を検討している。 |       |
| 8  | 顧客対応で被害を受けた従業員の安全確保、精神面の配慮を行っている。           |       |
| 9  | 発生したカスタマーハラスメントの内容を社内でも共有し、再発防止の検討を行っている。   |       |
| 10 | 関係機関への相談対応の検討を行い、連絡先等は相談対応者に周知されている。        |       |

引用：北海道カスタマーハラスメント防止対策特設サイト「北海道カスタマーハラスメント対策チェックシート」をご活用ください。

などでお悩みはございませんか？ どんなことでもお気軽にご相談ください

# 中小企業相談所だより

**財路開拓に  
活用!!**

## 令和7年度補正予算

## 「小規模事業者持続化補助金」

## 概要

小規模事業者（常時使用する従業員が商業・サービス業５人以下、その他２０人以下）等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。**本補助金事業は、自ら策定した持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。**

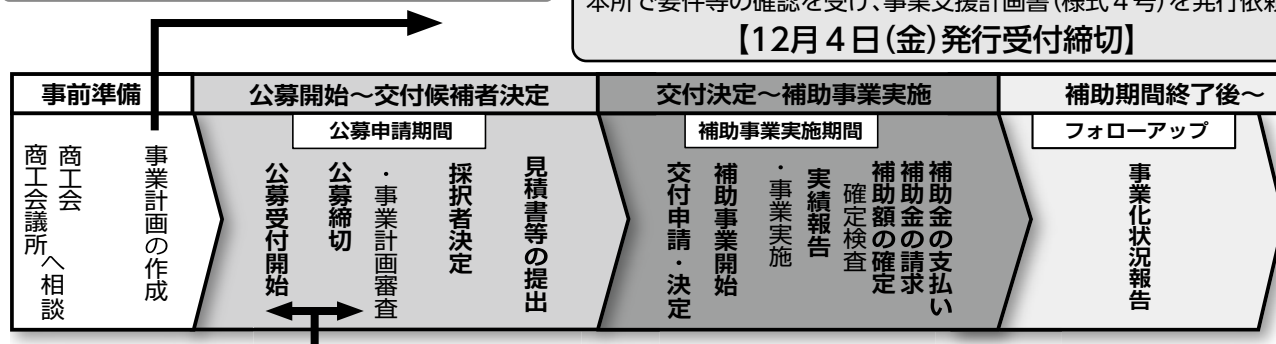
今次公募では重要な変更点が複数ありますので詳細につきましては公募要領をご確認ください。

| 一般型  |                                                                                             |                 |                                    | 創業型                                      |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------------------------------------|------------------------------------------|
|      | 通常枠                                                                                         | インボイス特例         | 賃金引上げ特例                            |                                          |
| 要件   | 経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者                                                                    | 免税事業者から課税事業者に転換 | 従業員1人当たり給与支給総額を年平均3.0%以上増加した小規模事業者 | 産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者 |
| 補助上限 | 50万円                                                                                        | 補助上限<br>50万円上乗せ | 補助上限<br>150万円上乗せ                   | 200万円<br>※インボイス特例は適用                     |
| 補助率  | <div>2 / 3</div> ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3 / 4                                            |                 |                                    | 2 / 3                                    |
| 対象経費 | 機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費(税理士等への相談・コンサルティング費用等) |                 |                                    | 通常枠同様                                    |

「常時使用する従業員」の考え方について第19回公募より継続的に雇用されているパート・アルバイトであれば、労働時間が短くても原則として「常時使用する従業員」に含まれると考えられるようになりました。

## スケジュール【一般型第20回・創業型第4回】

商工会議所地区に所在する事業所が対象  
本所で要件等の確認を受け、事業支援計画書(様式4号)を発行依頼  
【12月4日(金)発行受付締切】



申請書類提出期間:11月5日(木)~12月15日(火) 17:00 ➡ 申請は、電子申請システムのみ受け付けます。  
※事前に「GbizID」の取得をお願いします。

### 活用事例(通常枠) ※太字:対象経費

1. 観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練された**パッケージデザイン**や**リーフレット**を作成。  
高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。
2. 精密板金加工・プレス金型等の製作所が、県道沿いに**看板**を設置。  
具体的な製品を載せたことで、新規取引先の獲得に向けて高度な技術や専門性を効果的に**PR**。

申請要件等の詳細は、下記事務局HPに掲載の公募用要領等をご確認ください。  
<https://r6.iizokukahojokin.info/>



お問い合わせ：経営支援課 TEL：0138-23-1181

## セミナー

# 新人・若手を 育てるための勉強会

日 時／ **10月19日(月)**  
9:30～16:30

会 場／ **本所3F会議室**

定 員／ **30名**(先着順、受講料無料)

講 師／ **株式会社 クラーク総研**  
代表取締役 **前田 正秀 氏**

**株式会社 クラーク総研**  
コンサルタント **渡辺 七子 氏**



## 内 容

- ① 新人・若手を理解する
  - 現代の若者の価値観・コミュニケーション・行動特性
  - 世代間ギャップの乗り越え方
- ② 新人若手の手本となる
  - 基本のコミュニケーション
  - 適切な言葉遣い、伝え方
- ③ 新人若手を育てる実践手法
  - 接し方と報連相
  - 育成のための17ポイント
  - 成長を促す仕事の与え方と指導法
  - 意欲のインストール
  - 社会人に必須の「態度能力」強化法
- ④ ケース・スタディーと意見交換
  - こんなときどうする？若手指導編
  - 育成の現状と課題、そして対策を考える
- ⑤ 新人若手の育成計画を作る

お申し込み・お問い合わせ：経営支援課 TEL: 0138-23-1181

## 「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」 北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人）及びその使用人に適用される北海道最低賃金が次のとおり改訂されます。

時間額 **1,131円**（効力発生年月日 令和8年10月1日）

お問い合わせ：函館労働基準監督署 TEL: 0138-87-7605

## 個別専門相談ご案内

**無料** 相談は事前予約制となっておりますので、TEL23-1181にご予約願います。  
なお、本所ホームページからもお申込可能です。

|                                                                                                          |                                                                                                                                        |                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>金融個別相談</b><br>日本公庫を含む新規または既存借入・借換についてのご相談<br>実施日／10月9日(金) 9:30～12:00<br>相談員／日本政策金融公庫函館支店<br>国民生活事業担当者 | <b>商標・特許相談(発明相談)</b><br>特許・商標・知的財産、新しい発明・技術・サービス等についてのご相談<br>実施日／10月7日(水) 11:00～16:00<br>相談員／英知国際特許商標事務所 所属弁理士<br>INPIT北海道知財総合支援窓口 相談員 | <b>法律相談</b><br>商取引に関する契約・権利等、企業法務全般についてのご相談<br>実施日／9月25日(金) 13:00～16:00<br>相談員／弁護士 堀田 剛史 氏              |
| <b>保証協会個別相談</b><br>資金借入・借換等に関する保証制度についてのご相談<br>実施日／10月13日(水) 10:00～16:00<br>相談員／北海道信用保証協会<br>函館支店担当者     | <b>経営相談</b><br>法人設立、経営改善、事業承継、税務など経営一般についてのご相談<br>実施日／10月7日(水) 13:00～16:00<br>相談員／税理士 佐々木 敬 氏                                          | <b>IT・DX相談</b><br>IT活用投資、テレワーク推進、IT導入補助金などについてのご相談<br>実施日／10月8日(木) 13:00～16:00<br>相談員／ITコーディネータ 市村 淳一 氏 |



毎月第2水曜日  
函館商工会議所にて

## 無 料 発明・商標相談

\* 函館の皆様と共に50年 私たちが皆様からのご相談にお答えします \*

弁理士法人 英知国際特許商標事務所

創立1922年

所長弁理士 岩崎 孝治  
国際部長弁理士 田口 滋子  
意匠顧問弁理士 永芳 太郎

副所長弁理士 郡山 順  
弁理士 氏原 康宏  
弁理士 紀田 馨

商標部長弁理士 岩崎 良子  
弁理士 伊藤 昌哉  
弁理士 小林 徹

技術部長弁理士 柴田 和雄  
弁理士 鈴木 康裕  
管理部長 菅野 公則

【東京本部】 〒112-0011 東京都文京区千石 4-45-13  
 商標部門【六本木サテライト】 〒106-0032 東京都港区六本木 2-2-2-601  
 【北海道・仙台・神奈川・浜松・名古屋・大阪 各支部】

TEL: 03-3946-0531 (代) Fax: 03-3946-4340  
 TEL: 03-6206-6479 Fax: 03-6206-6480

<https://www.eichi-patent.jp>



者と同じ目線で物事を考えられるのではないかと、法人設立を考えるようになりました。

## 株たるおけ

2025年6月に株たるおけを設立しました。社名の由来は、「樽」と「桶」から。発酵になぞらえて、生涯にわたる個人のキャリアを醸す、人と人が交わることで組織としてうまみを増す、という意味を込めています。「問いかけを通じて勇気づけ、変化を味わう社会へ」をモットーに、GoogleのDX・AI関連資格や経済産業省推進のITコーディネーターといった資格取得も叶え、支援者としての研鑽を重ねています。現在は、道南の小中学校のICT教育支援、質問力・ファシリテーション等の講座に加え、企業向けの伴走支援や研修等に特に力を入れています。企業から寄せられる相談では、「指導がパワハラになるのではと不安」「リーダー層の底上げをしたい」「会議が非効率で、次のアクションが取りづらい」といった組織や人材に関するものから、「ITツールを導入したものの場当たりの」「DXを進めたいが、何から始めればよいかわからない」といったIT・デジタルに関する内容も寄せられています。こうした相談に対して、企業の経営状況や強み、外部環境や法令等を整理した上で、社員向けの研修を行ったり、DXを推進する人材を育成したり、業務を見直したりしながら、時に引き算も大切に、実際に現場で活用できるところまで伴走支援を行っていきます。実際に社内外の会議に同席することもあります。

また、エグゼクティブコーチングという形で、私自身が顧問となり、経営者と壁打ちしながら組織づくりについて中長期的に考えていく支援も行っています。

企業ごとに抱えている課題や人材、体制は異なります。今後も、「これが正解」と押し付けずその企業の「ありがたい姿」を北極星として目線を合わせ、ITも補助輪にしながら身の丈に合った形で、企業とそこで働く人の成長と幸福を支えていきたいと思っています。

変化の激しい時代です。まずは、ぜひお話を聴かせていただけるとうれしいです。

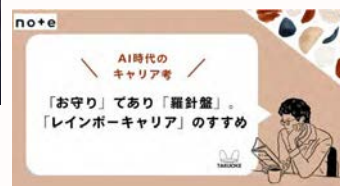
### ★企業向け提供サービス★

- ・伴走支援（顧問）／エグゼクティブコーチング／リーダー育成
- ・研修（DX推進・AI活用／ファシリテーション／ハラスメント／コミュニケーション等）
- ・デジタル経営成熟度 自社診断サポート



### ◀社会福祉法人での多職種研修のひとコマ

※プライバシー保護のため、画像を一部加工しています。



noteではキャリア支援・組織開発・AI等について発信中▶

### 株たるおけ

### ◆お気軽にご連絡ください(相談無料)◆

✉:izumi@taruoke.com



HP



note

## 編集者として培った力を、函館で

大学進学を機に東京へ出て、語学やキャリアに関する出版・教育事業を行う株アルクで、在学時からアルバイトをしていました。そのまま同社に就職し、留学・キャリア情報誌の編集を担当したことがキャリアのスタートです。

30代を目前にIT業界に転職し、サイバーエージェントグループのメディア会社でニュース情報サイトの編集長を務めました。インタビューも多く、著名人から市井の方まで、その方が本当に伝えたいことを引き出し、読み手に伝え、事業を成長に導くことに働きがいを感じていました。話を聴く際には「問いかけ」を工夫することで、人の視点・視野・視座が変わり行動を促す力があると、強烈に実感しました。再びアルクに戻り、社内初のマーケティングリサーチャーとして調査設計や新規事業の立ち上げ、Eコマースに携わり、多様な手法を用いて「声を聴く」ことを通じた事業推進の経験を積みました。

2017年、希望退職を機に函館へUターンしました。古い建物の利活用や若者支援のほか、複数の自治体等から声を掛けていただき、まちづくりワークショップのファシリテーターを担う機会も。また、北海道新聞の方から推薦していただき、「朝の食卓」というコラムを3年間執筆しました。編集者として培ってきた「聴く」「共に探索する」「言葉にする」力は、函館に戻ってからの活動でも活かされています。

## 「キャリア」と「IT」を掛け合わせ、企業を支える

コロナ禍の頃、早期がんが見つかりました。静養の時間はこれまでを振り返る機会になり、まちづくりの活動を通して繋がった、道南に生きるさまざまな方の顔が思い浮かびました。働くことを支援する仕事ができないかと考え、国家資格であるキャリアコンサルタントを取得し、市内のハローワークで就職支援ナビゲーターとして3,000件超の求職者の相談を受けました。魅力的な仕事や企業があることを改めて知ると同時に、若者の流出や離職、働きやすさと働きがいの両立等、企業が抱える課題も見えてきました。

そこで、これまで自分が携わってきた「キャリア」や「デジタル」の両面から地元企業を支えることが、自分だからこそのことではないかと考えました。さらに、自分自身も一法人の経営者という立場を得ることで、経営

# SalivaChecker®

サリバチェッカー

だ液を採取、ポストへ投函。  
**6** 種のがんリスクを評価。  
膵がんも早期ステージから

累計受検者数  
**11** 万人突破

医療機関導入  
**1,700** 以上

XTC JAPAN 2025  
**優勝**



だ液を採取、ポストに投函 **かんたん 3** ステップ



だ液だけで手軽に検査

専用キットを使って簡単にだ液を採取。5分程度で終了します。  
忙しい方でも手軽に検査を受けられます。

体への負担なく検査可能

少量のだ液を採取するだけなので、体への負担がありません。  
血液検査など痛みが苦手な方でも安心して受けられます。

「今のリスク」が分かるレポート

遺伝子検査のような生涯の可能性ではなく「検査時点でのがんの  
リスク」についてグラフやチャートでレポートします。

がんは待ってくれない **がんの進行スピード例**

がんは進行すると成長が速くなるため、早期発見が極めて重要です。  
そのため、生活習慣の改善や検診の活用を通じて、がん化するリスクがある段階から適切に管理することが大切です。

SalivaTech  
会社説明動画



← 発見が難しい (5~20年) → ← 検査で発見可能 →



がんは**早期発見**が大切  
**SalivaChecker®**とは

詳細・申し込みはこちら



函館商工会議所会員限定特別価格でのご案内

① 通常価格

1名につき  
公式サイトで  
お申し込みの場合 **26,400** 円 (税込)

② 商工会議所会員 特別価格

1名につき  
**特別価格 14,900** 円 (税込)

さらに  
お得に!

③ 商工会議所会員 かつ 当所生命共済加入の場合

本所  
生命共済

アクサ生命  
保険制度

本所特退共  
(会員のみに)

にご加入の事業所は函館商工会議所が一部を負担することにより

1名につき **12,900** 円 (税込)

でご提供いたします。

お問合せ 企画情報課 23-1181

# 会議所のうごき

# 生成AI活用セミナー

## 身近な業務から始めるDXを後押し

去る8月26日、函館国際ホテルにおいて、本所主催および北海道商工会議所連合会共催により、標記セミナーを開催し、76名が参加しました。

講師に日本マイクロソフト(株)エバンジェリスト  
業務執行役員の西脇資哲氏をお招きし、最新の生  
成AIトレンドや実務で使えるプロンプト等のレク  
チャーを受けました。

当セミナーは、昨年11月に本所DX・GX推進委員会が設立されたことを機に本所が企画したもので、当日は同委員会の斎藤副委員長が閉会挨拶に立ち、

「今回の学びをまずは身近な業務の中で少しずつ試していただき、自社に合った活用方法を見つけていただければ。」と参加者に呼びかけました。



### ▲生成 AI 活用を学んだ

**工業部会**

副部会長を選任後、函館どつく(株)を見学

去る9月4日、標記部会を村瀬担当副会頭はじめ11名が出席し、開催しました。

当日は、副部会長1人の選任について協議を行い、欠員となっていた副部会長には、(株)ホリカワの花岡孝一氏が選任されました。

その後、函館どつく(株)に移動し、実際に造船を行っている工場内を見学しました。

同社の概要や歴史等の説明も受け、仕事の裾野が広く、地域経済に多大な効果をもたらしている同社

の「ものづくり」について理解を深めるとともに、造船業がわが国の経済安全保障を支える重要産業であることを再認識しました。



### ▲工場見学の様子

情熱と最新の技術でビルに命を与える。



營業品目

[illegible]

〒041-0853 函館市中道1丁目1-12

TEL (0138) 30-3000(代) FAX (0138) 32-5555  
支店／札幌 営業所／岩見沢・八戸・仙台・渋谷



ISO9001(国際品質保証規格)  
品質システム認証(審査登録)取得!  
<http://www.to-sho.jp/>  
E-mail: [info@to-sho.jp](mailto:info@to-sho.jp)

## 青年部

### 日本商工会議所青年部 第39回北海道ブロック大会函館大会を開催

去る9月4日・5日の2日間にわたり、日本商工会議所青年部と北海道商工会議所青年部連合会の主催および函館Y E Gの主管による「第39回北海道ブロック大会函館大会」が函館市において開催され、全国・全道から約800名の青年経済人が参加しました。

大会では、「Anchors Up ～新たな歴史が箱館（ここ）から始まる～」をテーマとして、大泉市長や本所久保会頭等にご出席いただいた記念式典をはじめ分科会、大懇親会等多彩な事業を実施しました。

分科会では、函館の歴史や文化、産業、地域資源等を題材とした様々な企画を実施し、参加者は函館ならではの魅力に触れながら、地域が持つ可能性や地域経済のさらなる発展について考える大変貴重な機会となりました。

また、本大会を通じて、函館の魅力を全国・全道へ発信するとともに、青年経済人同士の交流を深めることができました。

函館Y E Gでは、本大会で生まれた新たな繋がりを今後の青年部活動に活かしながら、地域経済の活性化に向けメンバー一同邁進してまいります。



▲主催者を代表して挨拶をする岡村北海道ブロック代表理事

## 議員の異動

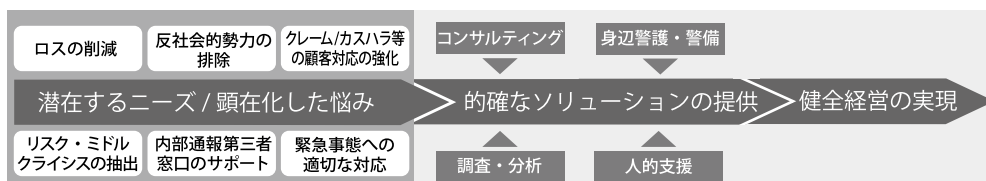
議員の職務を行う者の変更

- ・1号議員 (株)青森みちのく銀行函館営業部 (新)執行役員函館地区営業本部長兼函館営業部長 齊藤 直人氏  
(旧)執行役員函館地区営業本部長兼函館営業部長 古里 卓也氏  
(令和8年6月19日付)

議員の役職名の変更

- ・1号議員 村山ギソー(株) 村上 岩夫氏 (新)会長  
(旧)代表取締役  
(令和8年7月31日付)
- ・3号議員 (株)テーオーホールディングス 小笠原 康正氏  
(新)代表取締役会長  
(旧)代表取締役社長  
(令和8年8月26日付)

## 危機管理のあらゆる側面からお客様をサポートします！



**SPN**  
Security Protection Network

**株式会社 エス・ピー・ネットワーク**

■札幌営業所

〒060-0042 札幌市中央区大通西15-3-12  
TEL:011-631-1801 FAX:011-631-1802  
URL: <https://www.sp-network.co.jp/>

### 〈会社情報〉

【東京本社】  
〒167-0043 東京都杉並区上荻1-2-1  
Daiwa 荻窪タワー  
TEL:03-6891-5556 FAX:03-6891-5570  
【資本金】1億  
【従業員数】370名  
【拠点】  
支社：大阪・名古屋・福岡  
営業所：札幌・仙台・沖縄

会員  
サービス  
事業

## 第68回 優良商工従業員 表彰式

貴社を支える従業員の皆様に、  
感謝の気持ちを込めて

■表彰期日■  
令和8年

11月17日(火)  
16:00~

■会 場■  
ホテル函館ロイヤル  
シーサイド  
(函館市大森町16-9)

申請書は本誌に  
同封しております。

本所では会員事業所を対象に、福利厚生支援事業の一環として、優良商工従業員表彰式を毎年11月に開催しております。

式典では、会員事業所に勤務され、事業主からご推薦をいただいた従業員の皆様を表彰し、記念品の贈呈や記念撮影を行います。事業所からは、勤労意欲の向上や、会社に対する愛着心の向上につながった等、大変好評をいただいております。(昨年は169名)

また、式典に出席できない方もお申し込み可能です。その場合は後日表彰状・記念品をお届けします。



昨年の様子

### お申込み・負担金

|      |              |        |
|------|--------------|--------|
| ■負担金 | 表彰者1名につき(税込) |        |
|      | 勤続 10年以上     | 5,000円 |
|      | // 20年以上     | 6,000円 |
|      | // 30年以上     | 7,000円 |
|      | // 40年以上     | 7,500円 |

■締 切 令和8年9月25日(金)

### 式典内容

- ・開会
- ・国歌斉唱
- ・主催者挨拶
- ・表彰状授与
- ・祝辞 ご来賓代表
- ・謝辞 受表彰者代表
- ・閉会
- ・記念撮影

お申し込み・お問い合わせ

企画情報課 TEL:0138-23-1181 FAX:0138-27-2111

## 第68回 函館商工会議所優良商工従業員表彰 実施要領

- 1 趣 旨 本商工会議所は商工業の振興を期するため、以下に定める要綱により永年同一事業所に勤務し、勤務成績が特に優良と認める商工従業員を表彰することを目的とする。
- 2 主 催 函館商工会議所
- 3 後 援 函館市、函館市議会、北海道渡島総合振興局、函館労働基準監督署、函館公共職業安定所、北海道中小企業団体中央会道南支部、公益社団法人函館法人会、函館青色申告会、函館経営者協会
- 4 日 時 令和8年11月17日（火） 16:00～  
※表彰式のための開催とさせていただきます。  
※式典に出席できない方もお申し込み可能です。その場合は後日表彰状・記念品をお届けします。
- 5 場 所 ホテル函館ロイヤルシーサイド（函館市大森町16-9）
- 6 表 彰 勤続40年以上 表彰状（本所会頭・日商会頭連名） 記念品  
勤続30年以上 表彰状（本所会頭・日商会頭連名） 記念品  
勤続20年以上 表彰状（本所会頭・道商連会頭連名） 記念品  
勤続10年以上 表彰状（本所会頭） 記念品
- 7 推 薦 申請書に所定の事項をご記入の上、負担金を添えお申込ください。
- 8 負 担 金 表彰者1名につき 10年以上 5,000円 20年以上 6,000円  
(税込) 30年以上 7,000円 40年以上 7,500円
- 9 お振込み 【振込先】北洋銀行 函館中央支店（普）4182154  
【口座名義】函館商工会議所  
【振込期日】令和8年9月25日（金）までに上記口座にお振込みください。
- 10 申込締切 令和8年9月25日（金）
- 11 申込方法 表彰申請書を締め切りまでにE-Mail、FAX、郵送のいずれかでご提出ください。  
お申込みいただいた申込事業所様には、10月中旬頃に再度詳しいご案内を差し上げます。  
【連絡先】郵 送：〒040-0063 函館市若松町7-15  
T E L：0138-23-1181 F A X：0138-27-2111  
E-Mail：kentei@hakodate.cci.or.jp  
表彰申請書は函館商工会議所ホームページからもダウンロードできます。  
U R L：https://www.hakodate.cci.or.jp/

## 函館商工会議所 優良商工従業員表彰 実施要綱

- 第1条 本商工会議所は商工業の振興を期するため、永年同一事業所に勤続し、且つ勤務成績が特に優良と認める商工従業員を表彰してその功績に報い、もって能率の増進と生産意欲の昂揚を図るものとする。
- 第2条 前条の商工従業員は、本商工会議所会員の従業員より事業所代表者が推薦し、本所で決定する。会社、工場、商店等で、その事業を合併または整理等により閉店し再び開店した場合においては、その勤務年数を通算する。
- 第3条 表彰の対象となる商工従業員は勤続10年以上で、次の各号に該当する者とする。  
A 商工業の振興に貢献し功績顕著なもの。 B 誠実に業務を遂行し他の従業員の模範となるもの。
- 第4条 表彰は次のとおりとする。  
10年以上、20年以上、30年以上、40年以上。  
一度表彰された者は、次の年限段階にならなければ表彰されない。
- 第5条 表彰は表彰状、記念品を贈呈してこれを行う。
- 第6条 会社その他の役員は表彰を受けることができない。
- 第7条 本表彰の勤続年数は、10月1日現在で算定する。
- 第8条 表彰は毎年11月に実施する。

第

7

回

# 銭亀

## バーベキュー

2026  
10/4日



入場無料

11:00～14:00

志海苔ふれあいひがし広場

前売り ¥3,000

前売券好評発売中！

販売期間 9/25(金)まで

肉:噴火湾ポーク(300g)

野菜、おにぎり付

(雨天の場合は当会場でお引き渡しいたします)

●当日券(3,500円)50枚用意しています。

※当日券の販売は10:30より開始致します。引き換えは13時までにお願います。

冷凍保存を介さず  
直接出荷される  
新鮮な“噴火湾ポーク”は  
柔らかくジューシーな味わい

催し

フリーマーケット

バンド演奏(地元バンド数組予定)

巴太鼓(10:45～)

その他

出店

やきそば・お好み焼き

たこ焼き・わたあめ

生ビール・ソフトドリンク その他

※催し・出店につきましては変更になる場合がございます。

抽選会 13:15～

その他、豪華景品を  
ご用意しております。

湯の浜ホテルペア宿泊券…1名様

イベント詳細は  
コチラ↓



■主催／函館商工会議所銭亀沢地区青年部

■後援／函館商工会議所・同銭亀沢地区女性部・湯の浜ホテル・函館五稜乃蔵(株)

お問い合わせ先／0138-23-1185(函館商工会議所銭亀沢支所)

※体調のすぐれない場合や発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合はご来場をお控えください。

前売券 販売場所

①函館商工会議所(若松町7-15)

②函館商工会議所 銭亀沢支所(銭亀町235)

③株式会社松田水産 特売センター(古川町385-11)

知れば知るほど、  
この街が好き。

# はこだて検定

はこだて検定は、函館の街を中心とし、周辺地域も含めた町に関する歴史・文化・産業・地理・人々の暮らしなどの学習を通じて街への愛着や誇りを再認識して頂き、函館の魅力を観光客や全国の方々へおもてなしの心を持って紹介できる人材を育成することを目指して実施しています。観光関連事業に従事する方々の資質向上や「函館生活を楽しむ契機にしたい」という方にも最適です。

## 第21回函館歴史文化観光検定

試験日：令和8年**11月22日**(日) 初級10:30～・上級13:30～

申込期間：8月12日(水)～10月16日(金)

※インターネットでの申し込みは10月15日(木)まで

会場：函館サーモン・まるなまホール(函館市民会館)函館市湯川町1丁目32-1

※駐車場はございますが、台数に限りがございますので、  
できる限り公共交通機関をご利用ください。

受験料：初級 **3,200円**(税込)・上級 **5,000円**(税込)

※学生、既合格者、65歳以上の方割引あり

→「受験要項・申込書」は函館商工会議所窓口ほか、市内施設・書店にて配布中



### 試験の概要

| 級     | 初 級                                                                            | 上 級                                                                            |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 出題数   | 択一式 100問以内                                                                     | 択一・筆記併用式 100問以内                                                                |
| 試験時間  | 90分                                                                            | 90分                                                                            |
| 程度・内容 | 函館に関する基本的な知識について、公式テキスト掲載内容を中心に出題<br>100点満点とし70点以上で合格とします。                     | 函館に関する知識について、公式テキスト掲載内容に加え、函館の魅力をアピールできる応用的な知識についても出題<br>100点満点とし80点以上で合格とします。 |
| 出題範囲  | 歴史、史跡、建築、美術工芸、文化芸能スポーツ、風習、祭と行事、郷土料理、方言、地理地名、自然、政治経済、観光学、出身者など函館及び渡島桧山地域に関すること。 |                                                                                |

はこだて検定  
刊行物の  
ご案内

#### 公式テキストブック

**2,200円**(税込)

※第9版(令和8年3月25日発行)

函館市内の主要書店ならびに  
函館商工会議所窓口にて販売中!



#### 過去問題(各回)

**110円**(税込)

※直近3回分(第18～20回)の  
初級・上級問題(答案用紙・解答付)  
函館商工会議所窓口でのみ販売中!

主 催：函館商工会議所 協力：函館市、(一社)函館国際観光コンベンション協会  
お問い合わせ：企画情報課 TEL:0138-23-1181



# 中小企業のための DX事例

## 「3K+KKD脱却から始まる工園DX」

今回は、データと自動化で鋳造現場を安全で快適な標準作業へと変えた事例です。岐阜県の鍋屋バイテック会社は、1560年創業の、ねじや工場設備用部品を製造する、機械要素部品の専門メーカーです。同社は、工場にも公園のような快適さを求め、工場を「工園」と呼んでいます。同社は、その理念を形にした鋳造拠点として、2015年に美濃工園の操業を開始しました。

改革の出発点は、3K（きつい、汚い、危険）とKKD（勘、経験、度胸）からの脱却でした。操業当初は、生産計画を表計算ソフトで組み、注湯（溶かした金属を鋳型に流し込む作業）や搬送、日報作成も人手に依存していました。しかし、多様な社員が働き、休暇や育児休業を取りやすい職場にするためには、特定の熟練者や個人の体力に頼らずに生産できる仕組みが欠かせません。そこで自動注湯や自動搬送、マニピュレーターを導入し、溶湯（溶かして液状になった金属）に近づく作業や重労働を減らしました。また、作業指示を写真や画面で示し、誰でも安全に同じ手順で作業できるようにしました。作業開始はバーコードで記録し、終了は設備側で自動処理します。計画と実績を蓄積し、次の改善に生かしています。

ただし、安全性を高めるだけでは、多品種少量生産を安定させられません。美濃工園では、プーリー（滑車）を中心に約3500種類を生産し、複数の型を組み合わせながら、1日に約30回も段取りを変えます。材質や

設備、冷却条件まで考慮して生産順序を決めるため、個人の経験だけでは対応しきれません。そこで、生産スケジュールが型の組み合わせと順序を自動で決め、不良が出た組み合わせもデータとして残します。さらに、設計から型作成、鋳造、加工、検査まで3Dデータをつなぎ、過去の経験を次の判断に生かしています。

こうした仕組みを支えるのが、「必要な物は自分たちでつくる文化」です。社内で機械設計やシステム構築を担う人材が、現場の課題を踏まえて設備や監視の仕組みをつくり、改善を重ねます。そのため、稼働後に見つかった課題にも素早く対応できます。設備の電流値やオイル漏れを常時監視し、毎日の清掃と月1回の停止保全を続けることも、安定稼働を支えています。

同社にとってDXは、先端技術の導入そのものが目的ではありません。DXとは、安全な標準作業、データに基づく生産計画、デジタル改善の内製化など、皆で品質と生産を守る職場をつくるための取り組みのことです。現場課題を起点に、仕組みを育て続ける姿勢が参考になります。

（この事例は筆者取材時のものであり、現在では異なる場合があります）

PwCコンサルティング合同会社 PwC Intelligence

シニアマネージャー 大川 真史



おおかわ まさし  
大川 真史

大手国内シンクタンク、大手国産ソフトウェア会社などを経て現職。デジタル化、中堅・中小企業に関する情報発信に従事。これまで、デジタル化による新事業・サービス開発支援、中堅・中小企業のデジタル化に関する政策提言などを経験。経済産業省、経団連、経済同友会、日本商工会議所などの講演やワークショップの企画運営の実績多数。ITコーディネータ。

## はこだて検定にチャレンジ!



函館市は「市の木・花・鳥・魚」を指定している。市の鳥はどれか。

1. アカゲラ
2. カルガモ
3. ヤマガラ
4. ウミネコ

解説

昭和62年に市の鳥に制定されました。  
頭は黒、目の周りは白、お腹はオレンジ色のカラフルで可愛い鳥です。  
函館山や市街地の樹木の多い公園、庭先にも姿を見せてくれます。  
ヤマガラは、いわゆる留鳥で、一年中同じ場所に留まり、そこで繁殖も越冬もします。



## 過去問を放送中!



月～金 午前10時50分～10時58分  
※「はこ検」企画は毎週水曜日放送

HBCラジオ周波数

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 函 館 | 900kHz  | 江 差 | 1269kHz |
| 北 檜 | 1098kHz | 室 蘭 | 864kHz  |



←はこ検の詳細は  
こちらをチェック!

☎ : 最

## 第70回函館圏優良土産品推奨会 函館商工会議所会頭賞

甘熟さつまいもチップス (50g) ￥480 (税込)

厚沢部町産の熟成紅はるかを使ったチップス。

2段階加熱方式で軽いカリッとした食感と素材の甘みがしっかりとってきます。

主な  
販売店

北海道四季彩館  
JR函館店  
厚沢部道の駅  
どさんこプラザ札幌など

カドウフーズ株式会社

函館市追分町1-25

☎0138-62-6077



HP



安心・安全!  
函館市の自社工場で製造!

# 新入会員のご紹介

ご入会ありがとうございます

※掲載をご承諾いただいた会員様のみご紹介させていただきます。(敬称略)

| 事業所名                | 主な営業内容            |
|---------------------|-------------------|
| ●(株)コンサドーレ          | プロサッカーチーム運営及び関連事業 |
| ●RUTENA SKIN STUDIO | エステサロン            |
| ●加茂工業               | 建設業               |
| ●(株)CO-LINK         | 支援業               |

## 新入会員募集中!

地域の商工業者の力が商工会議所の力に、そして地域経済の力となります。

会員事業所の皆様におかれましては、お知り合い、関係先の事業所を是非ご推薦、ご紹介賜りますようお願いいたします。

### 年会費

個人事業主 12,000円(2口)以上  
法人・団体 24,000円(4口)以上

口数は1口/6,000円で、入会金は不要です。  
なお、会費は全額経費として損金処理ができます。

### 入会資格

個人、法人、規模、業種を問わず、原則として本所地区内に事業所を置く事業者の方、またはそれ以外の事業者で本所趣旨に賛同される方。さらに、地域経済に寄与する産業として医療・福祉・宗教法人・土業サービス業等の方もご加入することができます。

お問い合わせ：企画情報課 TEL:0138-23-1181

## 赤十字への寄付にご協力ください

日本赤十字社が行う災害救護・血液事業・社会福祉活動は、皆さまからの寄付によって支えられています。

皆さまのご支援・ご協力をお願いいたします。

### お問合せ

日本赤十字社北海道支部函館市地区(保健福祉部管理課内 21-3255)



## 中小企業経営に関するご相談は 中小機構 函館オフィスへ!

さまざまな課題解決のためのワンストップサービス拠点です!

### オンライン無料相談開催!

詳細はHPをご覧ください

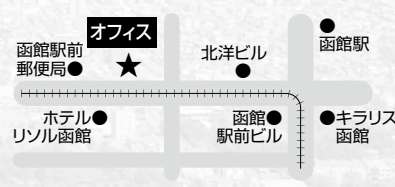
[https://www.smrj.go.jp/regional\\_hq/hokkaido/sme/consulting/index.html](https://www.smrj.go.jp/regional_hq/hokkaido/sme/consulting/index.html)



まずはお気軽に  
お問合せください。

### 中小企業基盤整備機構 函館オフィス

〒040-0063 函館市若松町7-15  
函館商工会議所ビル2F  
TEL 0138(24)6600



# 青森商工会議所会員事業所のご紹介

青森商工会議所会報『かけはし 8月号「商工プラザ」』より会員事業所の取り組みを紹介します。

## 商工プラザ

ビーチ ハウス

**beach house**

オーナー 逸見 太郎さん  
店長 神 辰也さん

### 店舗情報

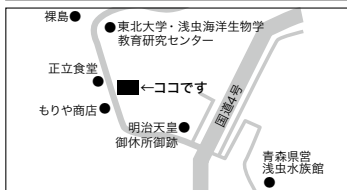
青森市浅虫坂本 9-3

営業時間

平日 11:00~14:00

土・日・祝 9:00~14:00

休み 月曜日 ※8月は休まず営業



### ▼beach house 丼



## オーシャンビューの特等席で「海の家」の海鮮丼をどうぞ！カフェスペースも楽しみたい

国道4号線・浅虫温泉中心部から野辺地方面に車を走らせ、かつて子供たちを夢中にさせた「あさむしキディランド」跡地を左折する。海沿いを進むと、海鮮料理が自慢の飲食店がいくつか並ぶ。beach houseは、そのうちの1店。通りの突き当りは、東北大学・浅虫海洋生物学教育研究センター。取材時も、センターの車が飲食店街を抜けていった。

2024年5月にオープンしたbeach houseは、営業3年目と周囲の店に比べ比較的新しい。オーナーの逸見さんは「海が大好き」で「海を見ながらシーフードや夏の食べ物、かき氷などが食べられるお店を出したかった」という。逸見さんが惚れたロケーションは客席から目の前に広がる。穏やかな陸奥湾、浅虫温泉のシンボルとされ存在感抜群の湯の島、岩礁で休むカモメの群れ…。旅情を誘う景色がそこにある。

店の前に立ち止まって、注文の品に迷う観光客がいた。大人の背丈より大きなシートに「海の家 海鮮丼」と名付けられたメニューの数々がプリントされている。「人気No.1」と印刷され特大サイズで目を引くのが「beach house 丼」(¥3,300)。マグロ、サーモン、エビ、イクラなどがてんこ盛りで迫力がある。「かなりのボリュームです。1.5人前なので、2人でシェアしてもいいぐらい」と神店長。

取材時、青森ケーブルテレビの男性リポーターが撮影用にいただいたのは「一番人気」(神店長)だというウニ、マグロ、イクラの三色丼(¥2,500)。リポーターはウニを一口「濃厚！おいしい！」、マグロを頬張って「うーん…」と唸り「脂が乗っています！」。神店長は「(きょうは)ウニもマグロも大間産なんです」と説明し、リポーターの反応に満足げだった。

海鮮丼はこのほか、マグロ丼(¥2,200)、サーモン・イクラ丼(¥2,000)、イカ・サーモン丼(¥1,800)、マグロ4種丼(¥2,800)など多種ある。神店長は「鮮度にこだわっています。いいものを毎日、市場から仕入れます」と胸を張った。

1階海側客席からの景観に加え、beach houseのもう一つの自慢は2階カフェスペースからの眺望。店舗の2階に上がると、抑えた色調の空間が広がる。照明に、海をイメージしたガラスの浮き玉を使い、南国のカフェの雰囲気演出する。大きな窓からは浅虫の海を一望できる。ダーツも楽しめる。生ビール・レモンサワー・ハイボール(各600円)、ノンアルコールビール(500円)、コーラ・オレンジジュースなどのソフトドリンク(各300円)、かき氷(300円)など冷たいドリンクはいかがか。

取材を終えての帰り際、先ほど見かけた観光客と同じように店舗前の等身大のメニューシートの前で迷っていると、神店長がこっそり教えてくれた。「私のお勧めはマグロ漬け丼(¥1,500)か平目漬け丼(¥1,600)。リーズナブルでおいしい」。参考にします。



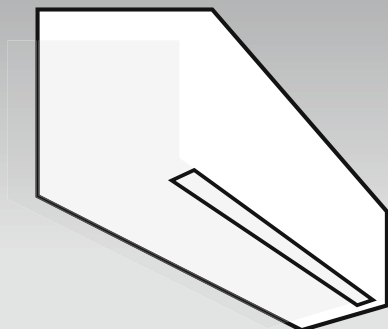
## 龍文堂印刷株式会社

〒040-0022 函館市日乃出町28番2号

TEL (0138) 53-2231(代) FAX (0138) 53-4355

URL: <http://www.ryubun-do.co.jp/> E-mail: [info@ryubun-do.co.jp](mailto:info@ryubun-do.co.jp)

羽ばたかせます あなたのイメージ。



外の気温で  
エアコンの効率が  
そんなに上がって  
おトクだったなんて



# 今日はエアコン日和

IT'S GOOD FOR AIRCON TODAY

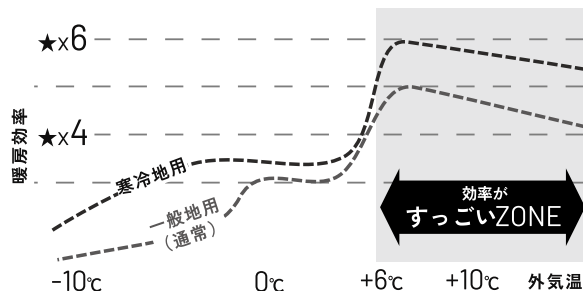
設定地域の朝昼晩の気温に合わせて「エアコン暖房効率」つまり「おトク度」を6段階で毎朝スマホに通知します。



ご登録はこちら

今日はエアコン日和 がお知らせする★のヒミツ

下に外気温とエアコンの暖房効率の関係をグラフにしました。おおむね6℃以上(すっごいZONE)なら通常のエアコンでも高い効率が期待でき、更に寒冷地用なら通期でも経済性が期待できます。



★の数は次のエアコンのスペックを参照しJIS9612の計算方法により算出した各温度の効率です。一般地用：DAIKIN S285ATCP-W/ T100=0℃ 寒冷地用：DAIKIN S286ATHP-W/ T100=-15℃



# 若年定年等退職予定隊員の求職情報について ～採用を検討している企業様へ～

令和9年1月～令和9年3月に退職する自衛官はこのようなお仕事を求めています。

| 番号 | 第1希望業種<br>第2希望業種<br>第3希望業種 | 希望職種                      | 資格・免許                               | 番号 | 第1希望業種<br>第2希望業種<br>第3希望業種    | 希望職種                       | 資格・免許                                                               |
|----|----------------------------|---------------------------|-------------------------------------|----|-------------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1  | ① サービス業<br>② 運輸業<br>③ 卸小売業 | 接客・給仕<br>運搬<br>販売員        | 第1種大型自動車<br>(大型車は自衛隊用自動車に限る)        | 6  | ① 製造業<br>② 運輸業<br>③ サービス業     | 生産・工具<br>大型自動車運転手<br>保安・警備 | 第1種大型自動車<br>第1種けん引<br>フォークリフト<br>自動二輪車<br>職長・安全衛生責任者<br>刈払機取扱作業者    |
| 2  | ① サービス業<br>② 製造業           | 機械整備<br>生産・工具             | 第1種普通自動車                            | 7  | ① サービス業<br>② サービス業<br>③ サービス業 | 物品賃貸業<br>保安・警備<br>施設管理     | 第1種大型自動車<br>第1種けん引<br>大型特殊自動車<br>フォークリフト<br>乙種第4類危険物取扱者<br>2級ボイラー技士 |
| 3  | ① 建設業<br>② サービス業<br>③ 運輸業  | 建設<br>保安・警備<br>大型自動車運転手   | 大型自動車1種                             | 8  | ① 運輸業                         | タクシー運転手                    | 第1種大型自動車<br>第1種けん引<br>大型特殊自動車<br>第2種普通自動車                           |
| 4  | ① サービス業                    | 接客・給仕                     | 調理師<br>栄養士<br>船舶料理士<br>小型船舶2級       |    |                               |                            |                                                                     |
| 5  | ① 運輸業<br>② サービス業<br>③ 運輸業  | 倉庫管理<br>保安・警備<br>大型自動車運転手 | 中型自動車<br>第2種普通自動車<br>フォークリフト<br>調理師 |    |                               |                            |                                                                     |

令和9年4月～令和10年3月に退職する自衛官はこのようなお仕事を求めています。

| 番号 | 第1希望業種<br>第2希望業種<br>第3希望業種  | 希望職種                                                       | 資格・免許                                               | 番号 | 第1希望業種<br>第2希望業種<br>第3希望業種  | 希望職種                  | 資格・免許                                                                     |
|----|-----------------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----|-----------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 9  | ① サービス業<br>② 卸小売業           | 接客・給仕<br>販売員                                               |                                                     | 19 | ① 運輸業<br>② 運輸業              | バス運転手<br>大型自動車運転手     | 第2種大型自動車<br>第1種けん引<br>車両系建設機械(整地等)<br>フォークリフト<br>はい作業主任者                  |
| 10 | ① 建設業                       | 建設                                                         | 乙種第3～5類危険物取扱者<br>ガス溶接技能者                            | 20 | ① 運輸業<br>② サービス業<br>③ サービス業 | 船員<br>保安・警備<br>施設管理   | 第1種大型自動車<br>第1種けん引<br>大型特殊自動車                                             |
| 11 | ① 運輸業<br>② 電気・ガス<br>③ サービス業 | 運転手<br>ガス業<br>物品賃貸業                                        | 第1種大型自動車<br>第1種けん引<br>フォークリフト                       | 21 | ① 運輸業<br>② 卸小売業             | 運転手<br>販売員            | 第2種大型自動車<br>大型特殊自動車<br>小型移動式クレーン<br>フォークリフト                               |
| 12 | ① 運輸業<br>② 運輸業<br>③ サービス業   | バス運転手<br>大型自動車運転手<br>保安・警備                                 | 第1種大型自動車<br>第1種けん引<br>大型自動車<br>フォークリフト              | 22 | ① 運輸業<br>② サービス業            | 運転手<br>保安・警備          | 第1種大型自動車<br>自動二輪車                                                         |
| 13 | ① 運輸業<br>② 運輸業              | バス運転手<br>大型自動車運転手                                          | 第1種大型自動車<br>第1種けん引                                  | 23 | ① 製造業<br>② 運輸業              | 生産・工具<br>倉庫管理         | 第1種普通自動車<br>乙種第4類危険物取扱者<br>調理師                                            |
| 14 | ① サービス業                     | 保安・警備                                                      | 第1種普通自動車<br>ガス溶接作業主任者                               | 24 | ① 運輸業<br>② 運輸業<br>③ 運輸業     | 倉庫管理<br>事務職<br>運転手    | 第1種大型自動車<br>乙種第4類危険物取扱者<br>フォークリフト                                        |
| 15 | ① 製造業<br>② 運輸業<br>③ サービス業   | 生産・工具<br>倉庫管理<br>施設管理                                      | 第1種普通自動車                                            | 25 | ① 運輸業<br>② 運輸業              | タクシー運転手<br>大型自動車運転手   | 第1種大型自動車<br>第1種けん引<br>自動二輪車<br>准看護師                                       |
| 16 | ① サービス業<br>② 運輸業            | 医療・介護<br>倉庫管理                                              | 第1種大型自動車<br>第1種けん引<br>フォークリフト<br>玉掛け作業<br>小型移動式クレーン | 26 | ① 運輸業<br>② サービス業            | 運転手<br>清掃             | 第1種大型自動車<br>第1種けん引<br>大型特殊自動車<br>自動二輪車                                    |
| 17 | ① 運輸業<br>② 運輸業<br>③ 運輸業     | バス運転手<br>タクシー運転手<br>自動二輪車<br>大型自動車運転手<br>フォークリフト<br>小型船舶2級 | 第1種大型自動車<br>第1種けん引<br>自動二輪車<br>フォークリフト<br>小型船舶2級    | 27 | ① 運輸業<br>② 建設業<br>③ 運輸業     | 運転手<br>建設機械操作<br>倉庫管理 | 第1種大型自動車<br>第1種けん引<br>大型特殊自動車<br>小型移動式クレーン<br>乙種第4類危険物取扱者<br>車両系建設機械(整地等) |
| 18 | ① 運輸業<br>② 製造業<br>③ サービス業   | 大型自動車運転手<br>生産・工具<br>施設管理                                  | 第1種大型自動車<br>自動二輪車<br>フォークリフト<br>職長・安全衛生責任者          |    |                             |                       |                                                                           |

令和10年4月～令和10年9月に退職する自衛官はこのようなお仕事を求めています。

| 番号 | 第1希望業種<br>第2希望業種<br>第3希望業種    | 希望職種                     | 資格・免許                                          | 番号 | 第1希望業種<br>第2希望業種<br>第3希望業種 | 希望職種 | 資格・免許                                         |
|----|-------------------------------|--------------------------|------------------------------------------------|----|----------------------------|------|-----------------------------------------------|
| 28 | ① 建設業<br>② サービス業<br>③ サービス業   | 重機オペレータ<br>施設管理<br>保安・警備 | 第1種普通自動車<br>第1種けん引<br>大型特殊自動車<br>車両系建設機械(整地等)  | 30 | ① 運輸業                      | 運転手  | 第1種普通自動車<br>第1種けん引<br>フォークリフト<br>車両系建設機械(整地等) |
| 29 | ① サービス業<br>② サービス業<br>③ サービス業 | 施設警備<br>保安・警備<br>清掃      | 第1種大型自動車<br>フォークリフト<br>乙種第4類危険物取扱者<br>2級ボイラー技士 | 31 | ① 運輸業                      | 甲板員  | 中型自動車<br>大型特殊自動車<br>車両系建設機械(整地等)<br>小型船舶1級    |

1・2・9・10：任期制隊員(20代前半)  
3～8、11～31：若年定年制隊員(50代半ば)

《退職自衛官採用に関するお問い合わせ取次先》

自衛隊函館地方協力本部援護課  
道南地域援護センター

電話：0138(32)0488(FAX兼)

メール：dounan-place-na@inet.gsdf.mod.go.jp

